大阪市營住宅に就て

小松原幸一

數年前からの市内借家の大拂底に應じて、大阪市では之れが應急策として櫻之宮に市營住宅經營をなし、次で西區鶴町にも住宅を建設したが、之れ等の家と雖も僅々數百軒にして市内約二萬戸の不足を補ふには數十分の一に過ぎない而して市では更らに昨年より北區の堀川監獄跡に百九十二戸の新築に取懸り、最初は昨年中に出來上る筈であつたが、當局の無能か建築者の怠慢なる爲めか、其責任の何れにあるかは兎も角として、未だに一小部分の建築より出來ない狀態である。

而して此市營住宅の資金は、何れから出て居るかと云ふ事を調べて見ると、何れも政府の低利資金であつて、市は前記三ヶ所に投資した讀典の低利資金を北港土地、安治川土地、天王寺土地の三會社に三百萬圓の融通をして居る。

以上の如く市の建築家屋は低利資金であるから、其家賃は非常に安いか何うかを調べて見ると、不思議にも一般の此期待は裏切られて居るのである。其内櫻之宮は比較的低廉であるが、鶴町は豫想より高く、堀川の未建築家屋に到つては實に暴利の極まりである。僅か六疊四疊二間(階下)に六疊四疊二間(階上)と云ふ小つぽけな家屋が、驚く勿れ二十七圓と云ふ振出しである。此高價なる理由としては利、息償還元金及此建築の爲めに要する市吏員給料等を割出したる上、此頃の一般の家屋が高いから市も他と同樣家賃を高くすると云ふのであるが、抑も市の住宅經營の目的は、市民の住宅難緩和と延ては住宅不足の爲めに、惡家主共が續出して家賃を無暗みに吊上げんとする、無手段を防ぐ爲めであつたのである。

然るに市は何時の程にか此大なる目的、大なる使命を忘却して我利我利亡者の惡家主同樣、家賃を高くして利益を得んとして居るのである。而して斯る經營をして居る社會部では、是れで一先づ住宅經營を打切るが今後政府並に一般大會社は大いに義俠心を出して、早や全く取り殘されんとして居る一般下層民の爲めに、低廉なる家屋を造つて貰ひたい云々との意見を過般某新聞紙上に發表して居たが、是れが我國に社會事業の先鞭を打つたと誇る大阪市社會部の遣り方と云ふに到つて、實に呆れざるを得ない次第である。

なぜ住宅が不足なのか

(大阪市に於ける事實)

大都市に於て、近來住宅不足の現象を、具體的に觀察すれば明治四十二年より大正七年に至る十箇年の統計に依り大阪市一箇年の人口增加は平均四萬六千八百三十一人にして之れを一戸當り平均五、〇人(大正八年)とすれば九千十九戸丈は人口增加に應じて當然新築しなければならない家屋數である然るに市内の家數は大正十年大阪市の調査に據れば二十二萬五千四十八戸(外に土藏一萬四千百二十戸)であつて其九六、一パーセント即ち二十一萬六千二百七十一戸に木造であるが木造家屋の壽命は略二十年見當だから七千二百九戸は現存家屋の廢朽に對して補缺しなければならない數である又正元年以降十箇年間の統計に見れば大阪市の燒失家屋は七千六百三十四戸即ち年平均七百六十三戸は燒失に由る家屋の補缺をせねばならぬ數であるされば以上合した數だけを年々新築しない限り住宅不足は何時迄經つても緩和されない譯である

借家問題と米國の裁判官

米國の紐育市では家賃値上げの爲生活難に襲れた人々が毎日市政裁判所に夥しい訴訟事件を持込んで來るので、同裁判所の判事サムソンフライドランダア氏は昨年十月中の各日曜日を利用して自分で管轄區域内なるハーレム區所在の多くの借家狀態を實地檢分に出掛けた。この判事の云ふ所に依けすることである。是等は借家事件の裁判をする上に於て是非共檢分して置く必要がある。自分は能ふべくんは家主や建築人やを呼んで、色々に質問を試みたいと思つて居ると語つたが、借家問題は米國も日本も共に變らず米國の裁判所は、斯く迄丁寧な考へを持つて居る。此点は我國でも大いに手本として貰ひたいものである。現在の我國の思想界は徒らに動搖せんとし借家人、家主間が日一日と險惡になつつ、ある、今日、適當なる方法を立てる事は最大なる急務である。(新)

◇本紙の使命◇

一、今日の住宅爭議は明かに階級鬪爭の一形式だ。

一、住宅爭議も、勞働爭議と同じく最初は個々に、次には地方的に、最後は一般的に聯盟するに至るであらう。

一、然し乍ら今日の所有者に對する隷屬關係を絶ち、各自完全なる住居の安定を得るに就て、借家人が主としての運動に因るといふ事は無からう。必ず勞働者階級の○○○○○と其勝利とに依つて、從たる關係に於て其の目的を達すであらう。

一、故に全借家人は勞働運動に深甚なる注意、徹底したる理解、出來得る限りの援助をしなければならない。

一、而して全借家人は來るべき新社會に於ける勞働者の工場自治と同じく部落自治を養つて置かねばならない。

一、本紙は右の使命を果たす爲に生れそれ、が爲にのみ生きて行く。

借家爭議に於て無産者勝つ

東區農人橋一丁目十六石原千太郎は南區空堀町廿二豐竹鳥之助外二名の住居せる左記家屋に對し大正九年十一月十七日家賃五十圓、敷金六倍上げを要求し、前記借家人がこれに應ぜざるを理由として原告一松定吉を代人として大阪地方裁判所に家屋空渡しの訴訟をなし、三ヶ年の永年日に渡り相方對爭發し借家爭議の新例を開かんとしたる爭ひも借家人同盟逸見直造の斡旋と仲裁の結果家主側はついに屈服して左の條件にて解決せり

家賃　四十二圓

敷金　百圓

永久貸渡しの條約を以て

此事件で大阪一流の辯護士一松定吉は家主から若手金として金五百圓を取り勝つ見込みなき爭議をして永く引つぱり、借家人をして不安と苦しみの内に落し、其上此若手金を借家人の頭割にして貧棒人より綏取りをなさんとせしも借家人同盟の公義により、此又家主の支拂ふ事になり借家人の勝利に歸したり。

住宅難

望盛生

住宅難々々の叫びはよく我々が聞くことだ、然し住宅難でも何にでも一口でぱつかり云つて居るだけでは少つとも解決か付くものではない。住宅難で困るものは多くの場合勞働者で有り無産者である。人間は生くる爲には衣食住の絶對的なる要件が有る。しかるに衣食住の三つの内で、勞働者、無産者は何を持つか。衣か、否か、住か、否か、食かで、勞働者は鐵鎖の外何物も持たないのである。人間生活上に必要な此の生産は、誰がするか、勞働者に依つてのみ、造り出されるのではないか、それに、勞働者は必生上の三大要求を滿す生産に從事しながら何ぜに、こんなに惨めな生活より出來ないか、そこで我々はその原因をよく〳〵たしかめねばならん、なぜ、かく惨めなる生活をし、やれ住宅難やれ、衣食難と叫ばなければ無らないのかこうなんだ我々がアセ水流して働いて生産して居る一方に土地は何萬坪も持ち住宅は何千間何萬間四方も有る高層なる家に住み、何日方も有る高層なる家に住み、何日遊んで居つても喰つても食物が不足したためしが無い樣な奴又何年年百年若物を着ても若物れぬ程多く若物を所有して居る奴が多いからだ。こんな奴等でもやはり人間で有る、吾々と同じ人間で有る、人間なれば人間が生きる上に必要なものでも生産をしてをるか否僕は斷じて仕て居無いと斷言する、諸君どう思ふか、若し生産をして居なければどうして食つたり着たり住んだり出來るか、そこだ、その手段はこいつだ。我々の勞働の勞力に依りて産出した生産物を非道にムサボリ取るのだ、奪ひ取るのだ、それが一番良い方法で遊んで食ふ近道なんだ、これが奴等の手段なんだ、こんな事實有れば少しの間でも捨て置く事は出來ないでは無いか、

(削除)

關西自由勞働組合

所々に散在せる自由勞働者の結合になり勞働組合同盟會に加盟す

大阪市南區下寺町四丁目四五五七

關西自由勞働組合

(削除)

借家人同盟

レッドリスト

(惡家主の代表)

難波元町二丁目二六二一　津和藤三郎

難波元町二六〇一　岩松吉

上本町一丁目五三　西田清吉

西道頓堀四丁目一〇　奥田利一

高麗橋五丁目　島徳藏

東成郡天王寺三三　泉岡宗助

碑藏跡町一七　中井四郎兵衛

北濱二丁目五九　竹原友三郎

裏町大阪土地建物會社　宮崎敬介

小橋元町一一〇　田中作次郎

西長堀北通一丁目二〇　山下秀次郎

南久寶寺町三丁目　久留勘助

難波元町五丁目　近江平次郎

南久寶寺町四丁目二八　和田庄助

難波殿物町一三三九　谷口忠四郎

靱北通四丁目四七　金澤仁兵衛

下寺町三丁目四七一五　梶原新三

久寶寺町四丁目三六　山本政治郎

難波元町四丁目二九四　日下文治

北久太郎町四丁目　北出富三郎

立賣堀北通六丁目　田中喜平

難波元町二丁目　弓場治兵衛

新川賑橋西詰北入　濱田國太郎

天王寺大道三丁目　長尾菊次郎

今橋四丁目勝田銀行　勝田玉太郎